

映画に描かれた60年前のブルーボーイ事件 性別適合手術に与えた影響は

2025/10/29

[無料会員記事](#)



映画「ブルーボーイ事件」より

目次

1. 埼玉医科大倫理委で始まった審議
2. 判決で示された要件
3. 保険適用後も多い海外での手術

1960年代に実際にあった性別適合手術を巡る裁判をモチーフにした映画「ブルーボーイ事件」が11月14日に全国公開される。裁判では、身体の特徴を男性から女性に変える手術を執刀した医師が優生保護法（現母体保護法）などで起訴され、有罪判決を受けた。以後、国内での性別適合手術は違法との認識が広がり、手術を希望する人たちは水面下や海外で受けるようになったと言われる。医療行為として性別適合手術が実施されたのは、事件から約30年を経た98年だ。映画公開を機に、当時から現在までの動きを振り返った。

埼玉医科大倫理委で始まった審議

「医療行為としての性別適合手術」に社会の注目が集まったのは95年10月。埼玉医大（埼玉県毛呂山町）の形成外科教授が同大倫理委員会に「女性から男性への性転換手術の承認」を求め、審議が進んでいることが報道で明らかになった。記事では、優生保護法28条で「故なく生殖を不能にすることを目的として手術またはレントゲン照射を行ってはならない」と定めていることや、同法違反で男性から女性への性別適合手術を営利目的で実施した医師が有罪判決を受けたことが紹介された。

この事件が映画のタイトルになった、通称ブルーボーイ事件だ。ブルーボーイは体を女性化した男性を指す当時の俗語。事件では、3人の男性に性別適合手術（陰茎切除、睾丸くこうがん＞摘出、造脘くぞうちつ＞）を実施した産婦人科医が罪に問われ、69年に東京地裁で有罪判決を受けた（70年に東京高裁で判決確定）。事件の背景には、3人が手術後に売春を行っていたにもかかわらず、法的には「男性」だったため、女性を前提とした売春防止法では取り締まれなかったことがあるとされる。この点は映画でも描かれている。

判決で示された要件

記者が取材を始めたのは、倫理委員会の答申が近く発表される見通しとなった96年6月だった。とはいえ、当時はLGBTという言葉はおろか、概念も一般的ではない…